

○埼玉県警察ホームページ運用要領

平成26年12月22日

広報第609号

警察本部長

埼玉県警察ホームページ運用要領の制定について（通達）

埼玉県警察ホームページの運用方法の変更に伴い、みだしの要領を次のとおり制定し、平成26年12月25日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察ホームページ運用要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察インフォメーションネットワーク運用要領（平成26年情管第3244号）第7の1の規定に基づき、埼玉県警察がインターネット上で公開する埼玉県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）の適正な運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、埼玉県警察インフォメーションネットワーク運用要領において使用する用語の例による。

第3 提供すべき情報の内容

県警ホームページにおいて、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第4条に掲げるもののほか、次の事項について、積極的に提供するものとする。

- (1) 組織、制度等に関する基礎的な情報
- (2) 埼玉県警察の活動状況等に関する情報
- (3) 法律又は条例により公表等が義務付けられている情報
- (4) 自由閲覧等公表が定着している情報
- (5) 埼玉県警察の広報媒体を通じて広く県民に提供する情報
- (6) その他県民のニーズが高いなど、提供すべき必要のある情報

第4 情報提供に係る留意事項

県警ホームページにおいて情報提供するに当たっては、次のことに留意しなければならない。

- (1) タイムリーな情報提供
県民の関心が高い事項について適時、的確に情報提供を行うこと。
- (2) 操作性及び利便性に配慮した情報提供
情報提供に際しては、誰もが操作しやすく、利用しやすいものとする。

(3) 最新情報の提供

イベント、募集等の掲載期限がある情報については、期限満了後、当該情報の削除、更新等必要な処理を速やかに行い、最新状態の維持に努め、期限満了後の情報が放置されることのないよう、定期又は随時に自己点検を行うなど点検体制を整備すること。

(4) 検索しやすく使いやすいページづくり

情報の適切な分類及び構成により、検索しやすいページとするとともに、画面表示が速く、使いやすいページとすること。

(5) 知的所有権への配慮

他の資料からの文章及び画像の転載については、著作権法（昭和45年法律第48号）をはじめとする知的所有権に関する法令に基づいて取り扱うこと。

(6) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策その他の事項については、警察情報セキュリティに関する規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第40号）、埼玉県警察情報セキュリティ対策基準（令和5年情管第811号）及び埼玉県警察情報セキュリティ対策実施細目（令和5年情管第812号）に定めるところによる。

(7) 個人情報への配慮

県警ホームページにおける個人情報の収集、利用及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うこととし、県警ホームページに埼玉県警察ホームページプライバシーポリシーを公開すること。

(8) その他

前記(1)から(7)までに掲げる留意事項のほか、次に該当する情報を掲載しないよう注意すること。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 虚偽の情報又は誤解を招くおそれがあるもの

ウ 公序良俗に反するおそれがあるもの

エ 公平性を欠くおそれがあるもの

オ その他警察としてふさわしくないとと思われるもの

第5 ホームページ監督者等

1 ホームページ監督者

- (1) ホームページ管理者は、県警ホームページにおいて取り扱う情報の管理を適正に行うため、県警ホームページを管理する所属にホームページ監督者を置く。
- (2) 運用管理者は、ホームページ監督者として、警察本部所属にあっては公開している当該情報に係る業務を担当する課長補佐（該当する課長補佐が複数ある場合は、運用管理者が指定した者）、警察署にあっては警務課長（警務課長の配置のない警察署にあっては警務係長）を指定する。
- (3) ホームページ監督者は、ホームページ管理者と連絡調整を行うほか、掲載期限が満了した情報又はリンクが切れた情報が掲載されないよう、自所属が担当するページの定期的なチェックを行い、常にページを最適な状態に維持しなければならない。

2 ホームページ担当者

- (1) 運用管理者は、ホームページ監督者の事務を補佐させるため、所属職員のうちからホームページ担当者を指定することができる。
- (2) ホームページ担当者は、ホームページ監督者の指示を受け、情報の掲載及び更新に係る事務を行うものとする。

3 報告

運用管理者は、ホームページ監督者及びホームページ担当者（以下「ホームページ監督者等」という。）の指定等状況について、ホームページ監督者等報告書（様式第1号）により、毎年4月末及び10月末までにホームページ管理者に報告しなければならない。

第6 県警ホームページの構成

- 1 県警ホームページによる情報の提供等は、埼玉県警察ホームページ管理システム（以下「県警ホームページシステム」という。）により行うものとする。
- 2 県警ホームページは、共通ページ及び所属担当ページにより構成する。
 - (1) 共通ページ
総合トップページ、分野別情報ページ等県警ホームページの目次に相当するページ及び使い方ガイドのページ等各所属が共通して利用するページを指し、ホームページ管理者が指定した所属のホームページ監督者等が作成及び管理する。
 - (2) 所属担当ページ
各所属のホームページ監督者等が作成し、及び管理するページを指し、県警ホームペ

ージシステムで作成されたもののほか、総務部広報課において県警ホームページシステムの運用のために管理するサーバ以外のサーバに各所属が個別に作成したものを含むものとする。

第7 県警ホームページの運用

1 各ページの公開手続

運用管理者は、分野別情報ページのうち担当するもの及び所属担当ページの公開に当たっては、県警ホームページシステムによる所要の手続（以下「公開手続」という。）によりホームページ管理者の承認を得て公開しなければならない。ただし、ホームページ管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 総合トップページの掲載手続

運用管理者が総合トップページの所定の欄に情報を掲載する場合の具体的な手続は次のとおりとする。

(1) 「PRエリア」欄

ア 運用管理者は、掲載希望情報を掲載した所属担当ページ（以下「掲載希望ページ」という。）を作成し、前記1に規定する公開手続を行った上で、掲載希望予定日の2週間前に当たる日（当該日が埼玉県の日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「休日」という。）である場合は、その直前の休日でない日）までに、ホームページ掲載申請書（様式第2号）により、ホームページ管理者に申請すること。

なお、掲載情報は、閲覧者に対して最も周知したい情報とし、画像を利用したイメージ情報により総合トップページから当該所属担当ページへのリンクを設定すること。

イ ホームページ管理者は、申請内容及び掲載希望ページを精査の上、掲載の可否を運用管理者に通知し、掲載を承認したものについては、指定された期日までに当該掲載希望ページの掲載処理を行うものとする。

ウ 掲載期間は原則として1か月を上限とするが、掲載を延長する必要があると認められる場合は、ホームページ管理者と協議の上、当該期間を延長することができる。

(2) 「県警トピックス」欄

ア 掲載情報は、総務部広報課において定める年間広報計画の広報重点及び広報テーマ、ホームページ管理者が選定し、運用管理者に通知する。

イ ホームページ管理者から通知を受けた運用管理者は、掲載予定日の前日（当該日が休日である場合は、その直前の休日でない日）の正午までに公開手続を行うこと。

(3) 「お知らせ」欄

ア 運用管理者は、前記(1)アの例により、掲載希望予定日の2日前に当たる日（当該日が休日である場合は、その直前の休日でない日）の正午までに、ホームページ管理者に申請すること。

なお、掲載情報は、各種イベント情報、犯罪捜査に関する協力依頼等の情報とする。

イ ホームページ管理者は、前記(1)イの例により、当該掲載希望ページの掲載処理を行うものとする。

3 分野別情報ページの掲載手続

(1) 掲載情報は、所属担当ページの項目及び要旨等とし、目次としての役割を損なわないよう、簡潔、明瞭な内容のものとする。

(2) 一の分野別情報ページ内に複数の所属が情報を掲載する場合は、ホームページ管理者と協議の上、管理所属を決定するものとする。

(3) ホームページ管理者は、分野別情報ページの更新又は削除（以下「更新等」という。）の必要があると認めたときは、当該ページを管理するホームページ監督者に通報し、更新等を指示するものとする。

(4) ホームページ監督者は、管理する分野別情報ページの更新等を行う場合は、更新等予定日の前日（当該日が休日である場合は、その直前の休日でない日）の正午までに前記1に規定する公開手続を行うこと。

(5) ホームページ管理者は、前記(4)の公開手続に基づき、当該ページの更新等の内容を精査の上、更新等の可否をホームページ監督者に通知し、更新等を承認したものについては、当該ページの更新等処理を行うものとする。

4 所属担当ページの掲載手続等

(1) ホームページ監督者は、管理する所属担当ページの更新等を行う場合の手続は、前記3(4)及び(5)の例によることとし、一の所属担当ページに複数の所属が情報を掲載する

場合は、当該所属間で管理所属を決定すること。

(2) 掲載に際しての留意事項は次のとおりとする。

ア 掲載情報は、当該ページの目的を踏まえて選定し、共通ページから数えて3回以内の操作で目的の所属担当ページに達するように構成すること。

イ 所属担当ページの重複又は更新漏れがないように、常に自所属で管理する所属担当ページの整理、更新に努めること。

ウ 所属担当ページのうち、各警察署ページの「活動フォトレポート」欄は、警察署で実施したイベント、講習会等タイムリーな情報の掲載に努めること。

エ ホームページ監督者は、所属担当ページの公開に当たって適切な公開期間を設定するなど、情報の正確性を維持するとともに、内容の目的を達成した場合は速やかに当該ページを削除すること。

オ 所属担当ページの管理責任を明確にし、閲覧者からの問合せ等に対応するため、所属担当ページの末尾には、管理所属の名称等を記載すること。

カ 個人情報及び権利義務に関する情報をより安全かつ適切に取り扱うため、閲覧者に個人情報の入力を求める場合は、原則として県警ホームページ内のメールフォーム又は埼玉県警察の電子申請・届出サービスを使用すること。

キ 法令等に定められた申請又は届出様式のうち、県警ホームページで提供できるものは、所属担当ページに掲載し、埼玉県警察の電子申請・届出サービスのページにリンクを設定すること。

5 その他掲載に際しての留意事項等

(1) イラスト、写真、チラシ等の画像を使用する場合は、必ず代替テキストを設定するなど閲覧者の操作しやすさ、利用しやすさ等に配慮したページ作成に努めること。

(2) 作成したページについては公開後、次の事項に留意して、必要な更新を随時行うこと。

ア リンク切れがないようにすること。

イ イベント、募集等期限が経過した情報は、終了の告知又は情報の削除を速やかに行うこと。

なお、期限が経過した情報を掲載する必要がある場合は、当該情報が過去の情報であることを明記すること。

ウ 県民の関心が高い情報及び広く周知したい情報については、所属担当ページだけでなく、総合トップページの「PRエリア」欄又は「お知らせ」欄にも掲載すること。

エ 毎年作成する統計資料等の掲載については、総括（目次）ページを作成し、当該ページから選択できるようにすること。

(3) 著作権法第32条第2項ただし書の規定により、提供する内容（画像等を含む。）の転載を制限する場合は、その要件（禁止又は使用許諾）を明記すること。

(4) ホームページ管理者は、県警ホームページ全体を管理する立場から、各所属が担当するページの更新等について助言及び指導を行うものとする。

また、ホームページ管理者は、前記(2)各列記に規定する事項を行っていない場合又は不具合のあるページを認めた場合は、当該ページを担当する所属に対して修正又は削除を指示するものとする。

(5) ホームページ管理者は、閲覧者数が少ないページについては、当該ページを担当する所属に対して削除の検討を指示するものとする。

第8 県警ホームページシステム

1 運用管理

ホームページ管理者は県警ホームページシステムの運用に際し、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 県警ホームページシステムの適正かつ円滑な運用に関すること。

(2) 県警ホームページシステムの安全対策に関すること。

(3) 県警ホームページシステムの利用ID及びパスワードの交付及び廃止に関すること。

(4) 県警ホームページシステムの障害対応に関すること。

2 ユーザ

県警ホームページシステムを利用できる者（以下「ユーザ」という。）は次に掲げる者とする。

(1) ホームページ監督者等

(2) その他ホームページ管理者が必要と認める者

3 利用ID及びパスワードの交付等

(1) 運用管理者は、新たに県警ホームページを利用しようとするユーザがあるときは、ホ

ホームページ更新用利用 I D 交付申請書（様式第 3 号）により、ホームページ管理者に対し利用 I D 及びパスワードの交付を申請するものとする。

- (2) 前記(1)の規定により申請を受けたホームページ管理者は、県警ホームページシステムの利用が適当であると認めたときは、利用 I D 及びパスワードの交付を行う。
- (3) 運用管理者は、利用 I D 及びパスワードが不要となったユーザがあるときは、ホームページ更新用利用 I D 廃止申請書（様式第 4 号）により直ちにホームページ管理者に対し、当該利用 I D 及びパスワードの廃止を申請するものとする。
- (4) 組織改編等によるユーザの変更等については、ホームページ管理者が当該利用 I D 及びパスワードに係る交付又は廃止の処理を行うものとし、前記(1)から(3)までの規定は、適用しない。
- (5) ユーザは、交付を受けた利用 I D 及びパスワード（県警ホームページシステムの機能により定期的に更新したものを含む。）を適正に管理しなければならない。

4 ユーザの責務

ユーザは県警ホームページシステムの利用に当たり、離席する場合は県警ホームページシステムを終了させるよう配慮するとともに次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用 I D 及びパスワードを漏えいしないこと。
- (2) 情報の改ざん及び運用環境の改変をしないこと。
- (3) 法令又は公序良俗に反する利用をしないこと。
- (4) 営利を目的とする利用をしないこと。
- (5) 私的な利用をしないこと。

5 禁止事項

ユーザは県警ホームページシステムにおいて次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 閲覧者を極端に制限する情報を掲載すること。
- (2) 外部とのファイルを交換する目的で利用すること。
- (3) プログラムファイルをアップロードすること。

6 県警ホームページシステムの安定稼働のための基準等

- (1) ユーザは、ページの作成に当たっては、1 ページ当たりの画像、PDF 形式のファイル等の添付ファイルの容量を、5 メガバイト以内にしなければならない。
- (2) ユーザは、サーバの容量制限等システムの安定稼働を維持するためにシステム管理者

の指示に従わなければならない。

7 利用の制限

ホームページ管理者は、ユーザがこの要領に定める事項に従わない場合は、当該ユーザに係る県警ホームページシステムの全部又は一部の利用を制限することができる。

8 運用の停止

ホームページ管理者は、特に必要と認めたときは、県警ホームページシステムの運用停止をシステム総括責任者に要請するものとする。

9 障害時における対応

- (1) ユーザは、県警ホームページシステムに障害を認めた場合は、速やかにホームページ管理者に報告しなければならない。
- (2) 前記(1)の報告を受けたホームページ管理者は、速やかに、県警ホームページシステムの復旧等の障害対応を行うものとする。

10 利用方法等の研修

ホームページ管理者は、ホームページ監督者等に対し、県警ホームページシステムの利用方法等について研修を実施するものとする。

第9 リンク

- 1 共通ページ及び所属担当ページにおいて、所掌事務に密接に関連のある団体等外部のホームページへのリンクを設定する場合は、当該ページを担当する所属の運用管理者の責任において設定することができる。この場合において、リンク先が県警ホームページとは別のホームページであることをリンク先に明記しなければならない。
- 2 運用管理者は、外部のホームページにおいて所属担当ページ等へのリンクを設定する際は、ホームページ管理者に連絡しなければならない。

第10 雑則

- 1 ホームページ管理者は、必要に応じて、システム管理者に対して、県警ホームページの運用に関する技術的な支援を求めることができる。
- 2 この要領に定めるもののほか、県警ホームページの運用に関し必要な事項は、ホームページ管理者が別に定める。

実施日

この通達は、平成 26 年 12 月 25 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日情管第 669 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 15 日文第 160 号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 30 日情管第 814 号）

この通達は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

ホームページ管理者 殿

長

ホームページ監督者等報告書

みだしのことについては、次のとおり指定したので報告します。

No.	指定区分	職 名	氏 名	区分	指定等年月日
1	ホームページ監督者				
2	ホームページ担当者				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注) 区分欄には、新たに指定する場合は「新規」、継続して指定する場合は「継続」、指定を解除する場合は「解除」と記入し、指定等年月日欄には当該指定等年月日を記入すること。

第 号

年 月 日

ホームページ管理者 殿

長

ホームページ掲載申請書

担当者氏名		警電	
申請の種別	1 トップページ「PRエリア」 2 トップページ「お知らせ」 3 情報分類の修正等に係る協議 4 その他		
申請に係る箇所（URL）			
公開期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
具体的な申請理由			
備考			

- (注) 1 申請の種別欄は、1 から 4 までのいずれか該当する番号に○を付すること。
2 公開期間に期限がある場合は終了期日を記入すること。
また、公開開始及び終了の時刻に指定がある場合は備考欄にその旨を記入すること。

第 号

年 月 日

ホームページ管理者 殿

長

ホームページ更新用利用ID交付申請書

次のとおり県警ホームページ管理システム利用に係るID及びパスワードを交付願います。

記

担 当 者	職 名	
	氏 名	
	警 電	
所属担当ページ 等 の 内 容		
交付希望年月日	年 月 日	
理 由		
備 考		

(注) ID及びパスワードの交付を受けなければならない理由を具体的に記入すること。

第 号

年 月 日

ホームページ管理者 殿

長

ホームページ更新用利用ID廃止申請書

次のとおり県警ホームページ管理システム利用に係るID及びパスワードを廃止願います。

記

担 当 者	職 名	
	氏 名	
	警 電	
廃 止 I D		
廃止パスワード		
廃止希望年月日	年 月 日	
理 由		
更新していた所 属担当ページの U R L		
備 考		

(注) 廃止となるIDで更新していた所属担当ページに引継ぎ先等がある場合は、備考欄に記入すること。